

ミツバチを飼育される方へ

養蜂振興法に基づく届出をお願いします



飼育届を1月中に住所地の
農業農村振興事務所へ提出してください

必要に応じて**転飼許可申請**も
お願いします。

様式はQRコード
または検索からでも入
手できます。



滋賀県 養蜂



★ただし、業とされていない方で
次のいずれかに該当する場合は届出不要です

- ①巣箱は設置せず、野生のニホンミツバチの巣から採蜜する
- ②花粉交配用に一時期だけ飼育する
- ③学術研究等、密閉された構造の設備の中で飼育する場合など

※**業**とは・・・

量の多少に関わらず、蜜蜂や蜂蜜を他人に譲渡することです。



適切な衛生管理をお願いいたします

- ・ 異常があれば、最寄りの家畜保健衛生所へ相談してください
- ・ ミツバチの伝染病「腐そ病」には特に気を付けてください。



お問い合わせ先

【届出に関すること】

大津・南部農業農村振興事務所
甲賀農業農村振興事務所
東近江農業農村振興事務所
湖東農業農村振興事務所
湖北農業農村振興事務所
高島農業農村振興事務所

TEL:077-567-5412

TEL:0748-63-6126

TEL:0748-22-7714

TEL:0749-27-2228

TEL:0749-65-6613

TEL:0740-22-6026

【衛生に関すること】

家畜保健衛生所 本所
北西部支所

TEL:0748-37-7511

TEL:0740-22-2145

